

平成 31 年第 1 回玉城町議会定例会会議録（第 1 号）

- 1 招集年月日 平成 31 年 3 月 5 日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 31 年 3 月 5 日（火）（午前 9 時 00 分）
- 4 出席議員 （12 名）

1 番	津田久美子	2 番	江島 高明	3 番	山路 善己
5 番	井上 容子	6 番	竹内 正毅	7 番	中西 友子
8 番	北 守	9 番	坪井 信義	10 番	奥川 直人
11 番	山口 和宏	12 番	風口 尚	13 番	小林 豊
- 5 欠席議員 なし
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	辻村 修一	副 町 長	田間 宏紀	教 育 長	中西 章
会計管理者	東 博明	総務政策課長	中西 元	税務住民課長	北岡 明
保健福祉課長	藤川 健	産業振興課長	西野 公啓	建 設 課 長	中村 元紀
教育事務局長	中西 豊	上下水道課長	真砂 浩行	病院老健事務局参事	田村優（欠席）
病院老健事務局長	中世古憲司	地域づくり推進室長	里中 和樹	生活環境室長	見並 智俊
監 査 委 員	中村 功				
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	山下 健一	同 書 記	川口 文香	同 書 記	上村 文彦
--------	-------	-------	-------	-------	-------
- 8 議事日程 【議案の上程】
 - 第 1 会議録署名議員の指名

5 番	井上 容子 君
6 番	竹内 正毅 君
 - 第 2 議案第 1 号 玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について
 - 第 3 議案第 2 号 玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定について
 - 第 4 議案第 3 号 玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
 - 第 5 議案第 4 号 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
 - 第 6 議案第 5 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
 - 第 7 議案第 6 号 玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正について
 - 第 8 議案第 7 号 玉城町手数料徴収条例の一部改正について

- 第 9 議案第 8 号 玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について
- 第 10 議案第 9 号 玉城町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 11 議案第 10 号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について
- 第 12 議案第 11 号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第 13 議案第 12 号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 14 議案第 13 号 玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第 15 議案第 14 号 玉城町水道法施行条例の一部改正について
- 第 16 議案第 15 号 玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 17 議案第 16 号 玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について
- 第 18 議案第 17 号 平成 30 年度玉城町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 19 議案第 18 号 平成 30 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 20 議案第 19 号 平成 30 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 2
号)
- 第 21 議案第 20 号 平成 30 年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 22 議案第 21 号 平成 30 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 23 議案第 22 号 平成 30 年度玉城町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 第 24 議案第 23 号 平成 30 年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 第 25 議案第 24 号 平成 30 年度玉城町病院事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 26 議案第 25 号 平成 30 年度玉城町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 27 議案第 26 号 平成 30 年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 28 議案第 27 号 平成 30 年度玉城町下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 第 29 議案第 28 号 平成 31 年度玉城町一般会計予算
- 第 30 議案第 29 号 平成 31 年度玉城町国民健康保険特別会計予算
- 第 31 議案第 30 号 平成 31 年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 32 議案第 31 号 平成 31 年度玉城町山村振興事業特別会計予算

- 第33 議案第32号 平成31年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算
- 第34 議案第33号 平成31年度玉城町介護保険特別会計予算
- 第35 議案第34号 平成31年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算
- 第36 議案第35号 平成31年度玉城町病院事業会計予算
- 第37 議案第36号 平成31年度玉城町水道事業会計予算
- 第38 議案第37号 平成31年度玉城町介護老人保健施設事業会計予算
- 第39 議案第38号 平成31年度玉城町下水道事業会計予算

(午前9時00分 開議)

◎開会の宣告

○議長(山口 和宏) 開会いたします。ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。よって、平成31年第1回玉城町議会定例会を開会いたします。開会にあたり、町長より定例会招集の挨拶があります。

町長 辻村 修一 君

○町長(辻村 修一) 平成31年第1回玉城町議会定例会開会にあたり挨拶を申し上げますと共に、町政運営に関する基本的な考え方及び主要な施策の概要の一端を申し述べ、議員の皆さま方をはじめ、町民の皆さまのご理解ご協力を賜りたいと考えております。

間もなく新しい時代が幕を開けようとしておる訳であります。平成の時代を振り返りますと、「平成の大合併」で「単独」を選択してからの十数年、玉城らしさを求め、自主自立に向けた取組みに重点を置いて町政を推進してまいりました。教育・福祉の充実、産業力の向上、協働のまちづくりの推進などいわゆる「ソフト事業」に力を注ぎ、健全財政を保ちつつ、町民の皆様とのつながりを一步一步深めてまいりました。おかげさまで皆様のご協力のもと、自他ともに「選んでいただけるまち」に成長してまいりました。また、平成29年の台風では、これまで経験したことのない災害に見舞われ、大きな被害を受けました。失ったものの大きさを肝に銘じ、更に強い、新時代にふさわしい玉城を築いていかなければなりません。

激動する社会情勢の中、これまでの実績を踏まえ、これからの町の未来を考えたとき、今年は「つなぐ」ということを大切にしながら町政を進めてまいりたいと考えております。

本年は「第5次玉城町総合計画・後期基本計画」の4年目であり、また「玉城町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の仕上げにあたる年でもあります。掲げております目標の達成に向け全力を傾注するとともに、しっかりと振り返りを行い、次代につなぐ準備をしてまいります。また、今年は熊野古道世界遺産登録15周年や久野城主入城400年

など節目にあたる記念年であることから、周辺の動きも注視しながら各事業の実施に合わせて記念事業を展開してまいります。

さて、昨年を振り返りますと、全国各地で地震災害、台風や集中豪雨等による風水害が発生し多くの尊い命や財産が失われております。当町においても一昨年の大災害を教訓に防災対策室を設置し、自助・共助を高める取り組みを積極的に推進するとともに、水位計カメラの設置や準用河川の改修などの基盤整備を進めるなど、防災減災の取り組みを強化してきたところであります。今一度地域でのつながりを見つめなおし、より強靱な防災減災対策につなげてまいります。

また、昨今、子どもたちを取り巻く環境の中で、大変心痛む事件が各地で発生しています。子どもは未来へつなぐ地域の宝であり、私たち大人が責任をもって育てなければなりません。子どもたちの活躍はまちの誇りであり、親御さんの健康はまちの元氣そのものであります。こういった課題に対応すべく地域共生室を設置しており、教育委員会とも連携をしながら、地域でともに支え合い、健康で安心して子供たちを生み育て、次世代へつないでいける子育て環境の整備に万全の対策を講じてまいります。

また、人口減少問題が社会化する中、当町においても他人事ではなく、大変憂慮する問題であります。時代に応じた人と人のつながりや地域のつながりを模索しつつ、移住定住策を重点的に推進するため、地域づくり推進室を設置し、庁内プロジェクトや地域の大学と連携し取り組みを進めてきました。これまで以上に「選んでいただける玉城町」を目指して、コミュニティを重視した取り組みを支援してまいります。

また昨年、田丸城が続日本100名城に選定されて以来、全国各地から当地への訪問が盛んであります。先人から受け継がれた町の歴史資源を有効活用するとともに、こうした取り組みを拓げ、金森得水翁の遺していただいた「玄甲舎」や他の歴史遺産とつなぐことで、文化の薫り高いまちづくりを進めてまいります。

また、昨年10月に町外から優良企業2社が下外城田地域に立地され、今年から本格稼働されると伺っております。三重県南部地域の雇用拡大や活性化に大きな期待を寄せるとともに、他の企業同様、末永い立地につながるよう支援してまいります。

冒頭で述べたとおり、平成31年度は新たな元号が始まる年であり、新しい気持ちで、これまで以上に町民の皆さんの、安全・安心な暮らしのためになすべきことは何か、未来にどうつないでいくべきかを考え、日々の業務に取り組んでまいります。

以上のことを踏まえ、新年度予算では、限られた財源を重点的かつ効率的に配分し、玉城町の個性を活かし、更なる創意工夫のもと将来的に持続可能な行財政運営を図ることを目指し編成をいたしました。

まず、「ふるさとに誇りを持ち、住み続けられるまちづくり」では、英語検定に対する補助や学習支援員の増員、また、有田地区の放課後児童クラブ「いなほの郷」の増築、更に下外城田小学校のグラウンド整備をはじめ、田丸小学校体育館そしてプールの修繕、

各保育所・各小学校・中学校の備品を充実してまいります

次に、「みんなが健康で、ともに支え合う安全・安心なまちづくり」では、産婦健康診査や風しん抗体検査の新規実施及び歯科検診の充実してまいります。

また、外城田川防災対策事業をはじめ、伊勢市消防署玉城出張所建替えに伴う設計、防災行政無線のデジタル化に伴う設計ほか、引き続き元気づくりシステムのキャンパス化の拡充を図ってまいります。

次に、「産業のバランスを保ち、地域経済と雇用が安定したまちづくり」では、6次化支援事業補助金、後継者対策補助金、畜産環境衛生事業補助金などを実施してまいります。

また、引き続き6次産業化講座受講者への支援・玉城町商工会と連携した創業支援、ふるさと納税制度を活用した地元製品のPRと玉城ファンづくりを充実してまいります。

次に、「環境と共生し、持続的に発展できるまちづくり」では、玉城町自転車等の放置防止に関する条例を制定し駅前の環境美化に努めるとともに、現在職員で行っている町をきれいにする運動の拡充を図ってまいります。

また、町のシンボル田丸城址と合わせて歴史文化遺産を一体的な整備・活用となるよう、町指定文化財「玄甲舎」エリアに集客交流施設を設置するとともに、周辺の修景整備を図ってまいります。更にはかねてより取組んできた鳥名子舞の復活について、県外での初公演に向けて事業を推進してまいります。

最後に、「協働のもとで進める効率的なまちづくり」では、地域を元気にする活動を支援し、人と人との「つながり」を大切にして、地域振興や交流の場づくりなどの、活動を支援して参ります。

以上、「第5次玉城町総合計画・後期基本計画」の基本構想に沿っての、考え方の一端を申し述べさせていただきました。

議員の皆様並びに町民の皆様方のご理解とご協力を心からお願いいたしまして、平成31年第1回玉城町議会定例会開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏）これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏）日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

5番 井上 容子 君 6番 竹内 正毅 君

の2名を指名します。

◎日程第2 会期の決定の件

○議長（山口 和宏）次に 日程第2、「会期の決定の件」を議題にします。お諮りします。

今期、定例会の会期は、本日から3月19日までの15日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。（異議なしの声あり）「異議なし」と認めます。したがって、会期は、本日から3月19日までの15日間に決定しました。なお、会期中の会議予定につきましては、先日配布しました会期日程案のとおりですので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（山口 和宏）次に、日程第3、諸般の報告をします。監査委員から、報告第1号平成30年11月分、ないし、平成31年1月分に関する例月出納検査の結果報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配布しました。

次に、議員の閉会中の辞職許可報告を行います。前川さおり君から議員の辞職願が平成31年2月15日に提出され、同日付けで議員辞職を許可しました。

また、別紙のとおり、一般財団法人 日本熊森(くまもり)協会 会長 室谷(むろや)悠子(ゆうこ)氏から 奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税(仮称)で順次計画的に皆伐(かいばつ)を進め、天然林に戻すことを求める陳情書が提出されましたが、議会運営委員会で協議の結果、その写しを配布することとしましたのでご了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 諮問第1号の上程

○議長（山口 和宏）次に、日程第4、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（山口 和宏）町長辻村修一君

○町長（辻村 修一）諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。平成31年6月30日付けをもって、人権擁護委員立花直樹氏の任期が満了するので、後任として守野敦子氏を委員として推薦をお願いをするものであります。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見ををお願いをするものであります。何卒よろしく申し上げます。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。発言を許します。（なしの声あり）質疑なしと認め、質疑を終了します。本案については、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）異議なしと認めます。これから、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決します。この採決は、起立によって行います。諮問第1号人権擁護委員の推

薦につき意見を求めることについて、原案のとおり推薦することに同意の方は、起立願います。起立全員です。したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5議案第1号ないし日程第6議案第2号の上程

○議長（山口 和宏）次に、日程第5議案第1号玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定についてないし日程第6議案第2号玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定についてを一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（山口 和宏）町長辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第1号玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。本議案は、公共の場所における自転車等の放置の防止に関し必要な事項を定めることにより、通行機能の確保及び町民生活の安全を図るとともに、快適な生活環境を確保するため、本条例を制定しようとするものであります。なお、詳細は、税務住民課生活環境室長から説明いたさせます。

次に、議案第2号玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定について、提案理由を申し上げます。本議案は公共物のひとつである法定外公共物の管理及び使用について必要な事項を定め、本町が所有する法の適用を受けない道路や水路等の適正な管理を行うため本条例を定めようとするものであります。なお、詳細につきましては、建設課長から説明いたさせます。

○議長（山口 和宏）税務住民課生活環境室長 見並智俊 君

○税務住民課生活環境室長（見並智俊）それでは議案第1号玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。条例改正議案の3ページをお開きください。

第1条では通行機能の確保及び町民生活の安全を図るとともに安全で快適な生活環境を確保することを目的としております。

第2条では自転車等、放置、店舗等の用語の定義を定めております。

第3条では町長の責務、第4条では町民の責務、第5条では利用者等の責務、第6条では自転車等の小売を業とする者の責務、第7条では施設の設置者の責務をそれぞれ定めています。第8条では自転車等の放置の禁止について定めています。第9条、第10条では公共の場所、自転車等駐車場に放置されている自転車等の措置について定めています。第11条では第9条第10条に基づいて撤去した自転車等の保管や保管場所について告示で定めています。第12条では保管自転車等の利用者等の確認や返還通知について定めています。第13条では、保管自転車等の返還について定めています。第14条では、告示の日から規則で定める期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合の措置について定めています。第15条では利用者等から保管自転車等の撤

去、保管等に要する費用を徴収する額を定めています。

以上補足説明と定めています。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）建設課長 中村元紀 君

○建設課長（中村 元紀） 議案第2号玉城町法定外公共物の管理に関する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

条例改正議案9ページをご覧ください。

第1条では、本条例の制定の趣旨を。本町における法定外公共物の管理について必要な事項を定めるものとするとしてございます。

第2条では法定外公共物の定義を。法の適用を受けない道路、河川、水路、ため池等で町が使用する敷地のものと定めてございます。

第3条では禁止される行為としまして法定外公共物を損傷すること。土砂、竹木、ごみなどを投棄すること。また、法定外公共物の保全是利用に支障を及ぼすおそれのあることについて禁止することと定めてございます。

第4条では占用しようとするものは町長の許可を受けなければならないと定めてございます。

第5条では、国や地方公共団体等が占用する場合については町長に協議をすることができるとしてございます。

10ページをご覧ください。

第6条では許可に際して条件を付すことができるとしてございます。

第7条では許可の期間を原則5年以内と定めてございます。

第8条から第10条では占用料について定めてございますが、道路占用料徴収条例の規定を準用してございます。

第11条では占用物件を常に良好な状態に維持管理するように定めてございます。

第12条では占用期間が満了または廃止したときは原状に回復するように定めてございます。

第13条では現状に影響を及ぼす工事をする場合には町長の承認を受けなければならないとしてございます。

第14条では権利の譲渡の禁止を。第15条では取り消しのできる規定、その場合の処置を定めてございます。

第16条では損害賠償を。第17条では規則任をしてございます。

附則において、本条例の施行期日を平成31年4月1日と定めてございます。

以上第2号の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました

◎日程第7議案第3号ないし日程第20議案第16号の上程

○議長（山口 和宏）次に、日程第7議案第3号玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてないし日程第20議案第16号玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正についてを一括議題にします。

町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（山口 和宏）町長辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第3号玉城町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月から施行されることを受け、国家公務員においても超過勤務命令を行うことができる上限を定める措置が講じられることに伴い、国家公務員に準ずる措置を講じるための規定を整備するため、所要の改正を行うものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第4号委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。現在、小中学校の学校医健診においては、内科・眼科・耳鼻咽喉科について実施していますが、これまで眼科医、耳鼻咽喉科医については委託料として対応していました。今般、伊勢地区医師会より学校医として委嘱要請があったため、報酬額を改定するとともにこの位置づけを整理したことにより、条例改正が必要となったものです。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第5号町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、現規定の宿泊料及び車賃について、実勢や県及び県内市町の状況を鑑み、所要の改正を行うものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第6号玉城町職員の旅費に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、現規定の宿泊料及び車賃について、実勢や県及び県内市町の状況を鑑み、所要の改正を行うものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第7号玉城町手数料徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、玉城町自転車等の放置防止に関する条例の制定に伴い自転車等撤去手数料を新たに定める必要があるため、所要の改正を行うものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第8号玉城町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は学校教育法の改正により専門職大学の制度が設けられることに伴い、放課後児童支援員の基準を改める必要があるため、所要の改正を行うものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第9号玉城町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、平成31年度税制改正の大綱において、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正することとされたことに伴い、国民健康保険料についても同様の措置を講ずるため、所要の改正を行うものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第10号玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、農業集落排水事業の使用料金について、現在、料金に消費税相当額を含む内税方式として総額表示しておりますが、今回、外税方式に改め、現行料金から消費税相当額を差し引いた金額に改定するものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第11号玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、農業排水事業の受益者分担金について、現在、受益者分担金に消費税相当額を含む内税方式として総額表示しておりますが、今回、外税方式に改め、現行料金から消費税相当額を差し引いた金額に改定するものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第12号玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、水道使用料金について、現在、水道使用料金に消費税相当額を含む内税方式として総額表示しておりますが、今回、外税方式に改め、現行料金から消費税相当額を差し引いた金額に改定するものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第13号玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、水道加入者分担金について、現在、水道加入者分担金に消費税相当額を含む内税方式として総額表示しておりますが、今回、外税方式に改め、現行料金から消費税相当額を差し引いた金額に改定するものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第14号玉城町水道法施行条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、学校教育法の一部改正及び技術士施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者資格要件及び水道技術管理者の資格要件について、所要の改正を行うものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第15号玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、下水道使用料金について、現在、下水道使用料金に消費税相当額を含む内税方式として総額表示しておりますが、今回、外税方式に改め、現行料金から消費税相当額を差し引いた金額に改定するものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第16号玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について、提案理由を申し上げます。本議案は、下水道受益者負担金について、現在、受益者負担金に消費税相当額を含む内税方式として総額表示しておりますが、今回、外税方式に改め、現行料金から消費税相当額を差し引いた金額に改定するものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をいたさせます。以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏）上下水道課長 真砂浩行 君

○上下水道課長（真砂 浩行）所管いたします議案第10号から議案第16号までの補足説明を申し上げます。41ページお願いいたします。

初めに、議案第10号 玉城町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明いたします。

現行料金は内税方式の総額表示の料金価格であります。すでに外税価格である近隣他市町の状況を鑑み、これまでの消費税相当額を含む総額表示であったため、消費税相当額については徴収した料金から支払っておりました。本来消費税及び地方消費税は利用者が負担すべき税であり、消費税相当額と料金本体価格を分離し内訳を明確化するものであります。このことから使用料金について、外税方式に改めるものです。今回、現行料金から、消費税相当額を差し引いた金額に改正いたします。改正後の料金算出につきましては使用料を乗じた重量料金に基本料金を加えた合計額に消費税相当額を加算します。また、端数については1円未満のものを切り捨て、計上いたします。外税化することに伴い、今後改正される消費税増税分については上乗せする予定でございます。

続きまして、45ページお願いいたします。

議案第11号 玉城町農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正について、提案説明を申し上げます

受益者分担金についても同様、外税方式に改めるものです。

今回、現行受益者分担金から消費税相当額を差し引いた金額に改正いたします。

改正後の受益者分担金の算出につきましては、受益者分担金の合計額に消費税相当額を加算します。また、端数については1円未満のものを切り捨て計上いたします。

外税化することに伴い、後改正される消費税増税分については上乗せする予定でございます。

続きまして、議案第12号 玉城町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案説明を申し上げます

使用料金についても同様、外税方式に改めるものです。今回現行料金から消費税を差し引いた金額に改正いたします。改正後の料金算出につきましては、使用料を乗じた重量料金に基本料金を加えた合計額に消費税相当額を加算します。また端数については1円未満のものを切り捨て計上いたします。外税化することに伴い、後改正される消費税増税分については上乗せする予定でございます。

53 ページお願いします。

続きまして、議案第13号玉城町水道事業分担金徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。水道加入者分担金についても同様に外税方式に改めるものです。

今回現行分担金から消費税を差し引いた金額に改正いたします。改正後の水道加入者分担金の算出につきましては、水道加入者分担金の合計額に消費税相当額を加算します。また端数については1円未満のものを切り捨て計上いたします。外税化することに伴い、今後改正される消費税増税分については上乗せする予定でございます。

57 ページお願いします。

続きまして、議案第14号玉城町水道法施行条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。学校教育法一部改正に伴い、技術士法施行規則一部を改正する省令が平成31年4月から施行される予定です。これに伴い専門科目について専門の20部門、96科目のところ、20部門69科目にくくられることとされ、上下水道部門についても選択科目の水道環境が上水道及び工業用水道に統合されることから、これをふまえ、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格要件について所要の改正を行うものでございます。

61 ページお願いします。

続きまして、議案第15号玉城町下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

使用料金についても先ほど説明いたしました内容と同様に外税方式に改めるものです。今回現行料金から消費税相当額を差し引いた金額に改正いたします。改正後の料金算出につきましては、使用料を乗じた重量料金に基本料金を加えた合計額に消費税相当額を加算します。また端数については1円未満のものを切り捨て計上いたします。外税化することに伴い、今後改正される消費税増税分については上乗せする予定でございます。

65 ページお願いします

続きまして、議案第16号玉城町下水道事業受益者負担金徴収条例の一部改正について、補足説明を申し上げます。

受益者負担金についても同様、外税方式に改めるものです。

今回、現行受益者負担金から消費税相当額を差し引いた金額に改正いたします。改正後の受益者負担金の算出につきましては、受益者負担金の合計額に消費税相当額を加算します。また、端数については1円未満のものを切り捨て計上いたします。外税化することに伴い、今後改正される消費税増税分については上乗せする予定でございます。

以上補足説明を行いました議案第10号から議案第16号までの補足説明を終了いたします。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

◎日程第21議案第17号ないし日程第31議案第27号の上程

○議長（山口 和宏）次に、日程第21議案第17号平成30年度玉城町一般会計補正予算（第4号）ないし、日程第31議案第27号平成30年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）を一括議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

○議長（山口 和宏）町長辻村修一君

○町長（辻村 修一）議案第17号平成30年度玉城町一般会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ3千41万8千円を追加し、予算総額を59億1千41万8千円とするものであります。その主なものとして、歳入につきましては、堅調な町内企業の動向を踏まえ、12月補正に続き法人町民税の増額を見込むほか、たばこ税、配当割交付金、ふるさと応援寄附金などについて収入実績により増額計上しております。歳出につきましては、総務費で町債管理基金・活性化対策基金・ふるさと応援基金などへの積立金、コンビニ収納に対応するための電算委託料、商工費でふるさと寄付金報償費を増額計上しております。また教育費では、玉城中学校講堂の空調設備改修工事請負費のほか、各小中学校の修繕料・備品購入費を増額計上しております。この他、歳入歳出とも実績精査による補正を行っております。

次に、繰越明許費の補正でございます。新規に農林水産費、農業振興経費のほか8事業を追加し、土木費・河川総務費で繰越額の増額をお願いしております。なお、詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

次に、議案第18号平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ746万4千円を減額し、予算総額を14億9千221万8千円とするものであります。なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明させます。

次に、議案第19号平成30年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ5千円を減額し、予算総額を2千8百19万9千円とするものであります。その内容につきましては、歳入で、住宅新築資金等償還推進助成事業補助金5千円の減額によるものです。また、歳出につきましては、歳入と同額を役務費から減額いたすものであります。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第20号平成30年度玉城町山村振興事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ163万円を減額し、予算総額を5千313万7千円とするものであります。なお、詳細につきましては、産業振興課長から説明いたさせます。

次に、議案第21号平成30年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、歳入で負担金及び使用料等の減額、繰入金の減額で合計369万8千円を減額し、歳出でも同額の369万8千円を減額して、歳入歳出の総額をそれぞれ9千144万6千円とするものであります。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明いたさせます。

次に、議案第22号平成30年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ693万5千円を減額し、予算総額を14億1千341万3千円とするものであります。なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第23号平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、各科目において過不足を調整するもので、歳入歳出それぞれ575万7千円を増額し、予算総額を2億9千376万円とするものであります。なお、詳細は、保健福祉課長から説明いたさせます。

次に、議案第24号平成30年度玉城町病院事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、業務予定量及び予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で2千415万1千円増の6億2千610万2千円、支出で6千215万2千円減の6億8千136万5千円とするものであります。また、資本的収支においては、収入で240万9千円減の2千416万8千円、支出で、149万8千円増の5千520万3千円とするものであります。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第25号平成30年度玉城町水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、給水量の増加による業務の予定量の補正と予算の調整を行うもので、収益的収支において、収入で981万8千円増額の3億2千755万円、支出で、84万4千円の減額の2億9千5百94万3千円とするものです。また、資本的収支では、収入で139万増額の882万3千円とし、支出で2千804万8千円を減額して1億4千811万5千円とするものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をいたさせます。

次に、議案第26号平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、年間予算の調整をいたすものであります。収益的収支において、施設事業収益で384万9千円増額し3億7千245万8千円に、施設事業費用で28万円減額し、3億9千193万5千円とするものでございます。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第27号平成30年度玉城町下水道事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は、年度末における精査に基づき、収益的収支において、収入で1千7百54万円減額の4億4千981万8千円、支出で1千536万7千円を減額して、5億7千57万円とするものです。また、資本的収支では、収入で631万6千円の増額、支出で同額の631万6千円を増額し、資本的収入及び支出をそれぞれ5億2千95万5千円とするものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長か

ら説明をいたさせます。以上よろしくお願いを申し上げます。

○議長（山口 和宏）副町長 田間宏紀 君

○副町長（田間 宏紀）議案第17号 平成30年度玉城町一般会計補正予算（第4号）
について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏）保健福祉課長 藤川 健 君

○保健福祉課長（藤川 健）議案第18号平成30年度玉城町国民健康保険特別会計補正
予算（第4号）について、議案第22号平成30年度玉城町介護保険特別会計補正予算
（第4号）について、議案第23号平成30年度玉城町後期高齢者医療特別会計補正予
算（第2号）について、補足説明を申し上げます

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏）産業振興課長 西野 公啓 君

○産業振興課長（西野 公啓）議案第20号平成30年度玉城町山村振興事業特別会計補
正予算（第3号）について補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏）上下水道課長 真砂 浩行 君

○上下水道課長（真砂 浩行）議案第21号平成30年度 玉城町農業集落排水事業特別会
計補正予算（第2号）について、議案第26号平成30年度玉城町介護老人保健施設事
業会計補正予算（第1号）について、議案第27号平成30年度玉城町下水道事業会計
補正予算（第3号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏）病院老健事務局長 中世古 憲司 君

○病院老健事務局長（中世古 憲司）議案第24号平成30年度玉城町病院事業会計補正
予算（第1号）について、議案第26号平成30年度玉城町介護老人保健施設事業会計
補正予算（第1号）について、補足説明を申し上げます。

（予算書朗読方々説明する）

○議長（山口 和宏）提案理由の説明は終わりました。

◎日程第32議案第28号ないし日程第42議案第38号の上程

○議長（山口 和宏）次に、日程第32議案第28号平成31年度玉城町一般会計予算な

いし日程第42議案第38号平成31年度玉城町下水道事業会計予算を一括議題にします。町長より、提案理由の説明を求めます。

○議長（山口 和宏）町長 辻村修一 君

○町長（辻村 修一）議案第28号平成31年度当初予算案について、提案説明を申し上げます。国の平成31年度予算は、経済財政運営と改革の基本方針2018で示された新経済・財政再生計画に基づく編成となっており、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとされています。本町の予算につきましても、こうした国の動向を踏まえつつ、玉城町の個性を活かし、更なる創意工夫のもと将来的に持続可能な行財政運営を図ることを目指し編成いたしました。また、平成31年度は新たな元号が始まる年であり、かつ熊野古道世界遺産登録15周年、久野城主入城400周年など節目となる記念年であることから、周辺の動きも勘案しながら各事業の実施に合わせて記念事業を展開していきたいと考えております。一般会計予算の総額は、56億2千100万円で、前年度当初予算比で3億6千100万円の増額、率にして6.9%増となっております。また、昨年度は骨格予算として編成したため、前年度6月補正予算と比較しますと、1億3千600万円の増額、率にして2.5%増となっております。

それでは、歳入の主なものから説明いたします。なお、幼児教育の無償化及び自動車に係る環境性能割並びに森林環境譲与税の導入については、影響額が不確定であることから、今後、必要に応じて補正いたしたいと考えております。まず町税では、前年度当初予算と比較して金額で6千963万3千円の増額、率にして3.5%増の20億6千343万円を計上しております。増額の主な要因としましては、堅調な法人町民税の増額を見込んでおります。

次に譲与税及び交付金では、過去の実績や国の地方財政計画を踏まえそれぞれ収入額を見込んでおります。

次に国庫支出金では、前年度当初予算と比較して金額で5千180万3千円の増額、率にして11.7%増の4億9千461万1千円を計上しております。増額の主な要因としましては、マイナンバーカードによる各種証明書などのコンビニ交付導入に伴う経費や各種国庫関連事業費の増加によるものであります。

次に寄附金では、ふるさと応援寄付金について、前年度同様の約5千万円を計上しております。

次に繰入金では、財源調整による財政調整基金、町債管理基金、ふるさと応援基金からの繰入額を計上しております。

次に繰越金では、前年同様の3千万円を計上しております。

続きまして、歳出の主なものにつきまして説明いたします。

まず総務費では、前年度当初予算と比較して金額で9千419万1千円の増額、率にして16.1%増の6億7千948万6千円を計上しております。主な要因としましては、新総合計画・総合戦略策定に係る経費、コンビニ交付導入に係る経費、玄甲舎エリアにおける集客交流施設の新築工事、各種選挙に係る経費の増額によるものであります。

次に民生費では、前年度当初予算と比較して金額で5千163万7千円の増額、率にして2.6%増の20億2千174万6千円を計上しております。主な要因としましては、利用者の増加による心身障害者福祉費の増加、放課後児童クラブ「いなほの郷」の増築に係る経費の計上によるものであります。

次に衛生費では、前年度当初予算と比較して金額で2千959万4千円の増額、率にして7.0%増の4億5千422万7千円を計上しております。主な要因といたしましては、風しん抗体検査及び風しん予防接種事業、産婦健康診査事業を新規に計上するほか、歯科検診事業の拡充、可燃物・資源ごみ収集運搬業務にかかる委託費の増額を計上しております。

次に労働費では、前年度当初予算と比較して金額で578万8千円の増額、率にして35.0%増の2千231万9千円を計上いたしております。主な要因としましては、昨年10月に設置いたしました生涯現役促進協議会の運営にかかる経費の計上によるものであります。

次に農林水産費では、前年度当初予算と比較して金額で2千57万2千円の増額、率にして7.6%増の2億9千146万2千円を計上しております。主な要因としましては、6次化支援事業補助金、後継者対策補助金、畜産環境衛生事業補助金を新規計上するほか、県営かんがい排水事業、森林経営管理業務の増額によるものであります。

次に商工費では、前年度当初予算と比較して金額で41万7千円の増額、率にして0.5%増の8千26万円を計上しております。主なものとしましては、町キャラクターの着ぐるみ購入にかかる経費、地域商工振興補助金、山村振興事業特別会計への繰出金の増額によるものあります。

次に土木費では、前年度当初予算と比較して金額で1億953万9千円の増額、率にして58.3%増、6月補正予算と比較しますと、5千859万7千円の増額、率にして2.5%増の2億9千731万7千円を計上しております。主な要因としては、道路や河川の維持補修、道路改良等工事の増額によるものであります。

次に消防費では、前年度当初予算と比較して金額で657万8千円の減額、率にして2.6%減の2億4千998万5千円を計上しております。主なものとしましては、広域消防委託料、消防車購入費を減額するものの、防災備蓄用品の購入費用、防災計画の改訂経費、防災行政無線の更新に係る設計、玉城出張所建設に係る設計費用を増額計上しております。

次に教育費では、前年度当初予算と比較して金額で6千74万7千円の増額、率にして14.6%増、6月補正予算と比較しますと、2千433万3千円の増額、率にして5.4%増の4億7千740万円を計上しております。主な要因としましては、小中学校関係経費において、英語検定補助を新規計上するほか、学校医の報酬改定、学習支援員の増員に伴う経費、下外城田小学校グラウンドの整備工事や田丸小学校体育館及びプールの改修工事に係る経費を増額しております。また、社会教育費において、「玄甲舎」周辺修景整備及び鳥名子舞の公演にかかる経費を増額計上し、埋蔵文化財発掘調査にかかる経費を減額しております。

次に公債費では、前年度当初予算と比較して金額で355万1千円の減額、率にして0.9%減の4億1千75万9千円を計上しております。

最後に諸支出金では、前年度当初予算と比較して金額で2千99万8千円の増額、率にして4.1%増の5億2千930万8千円を計上いたしております。主な要因としましては、公共下水道事業及び介護老人保健施設事業への繰出金の増加によるものであります。なお、詳細につきましては、副町長から説明をさせます。

次に、議案第29号平成31年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。平成31年度の予算につきましては、昨年度から県に設置される特別会計で一元的に財政運営される仕組みとなっております。歳入歳出予算総額をそれぞれ14億5千575万9千円とし、前年度当初予算と比較して、2.0%の増となっております。

保険給付費について、前年度当初予算と比較して、1.30%増の9億1千992万2千円と見込んでいます。平成31年度も、疾病予防・重症化予防のため成人病予防検診、特定検診の普及も進めるとともに、特定保健指導に積極的に取り組み、医療費の適正化に努めてまいります。なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明をさせます。

次に、議案第30号平成31年度玉城町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。平成31年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ123万2千円といたしており、その主な内容といたしましては、諸収入で98万2千円。また、歳出におきましては、電算委託料で52万1千円、公債費で51万3千円を計上いたしております。なお、補足説明は省略させていただきます。

次に、議案第31号平成31年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、提案理由を申し上げます。平成31年度の予算につきましては、アスパア玉城の管理運営に関する事業予算として、歳入歳出予算総額を、4千6百26万円とし、前年度当初予算と比較いたしまして、3.2%の増となっております。引き続きアスパア玉城全体を、農村地域資源を活用した集客交流振興施設として、ご利用いただけるよう創意工夫を凝らし、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。なお、詳細は、産業振興課長から説明いたさせます。

次に、議案第32号平成31年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について提案理由を申し上げます。歳入歳出予算をそれぞれ7千665万3千円とし、歳入では主に使用料、負担金、繰入金を見込み、歳出では、処理場の維持管理経費、地方債償還に係る公債費等を計上しました。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。

次に、議案第33号平成31年度玉城町介護保険特別会計予算について、提案理由を申し上げます。平成31年度の予算につきましては、平成30年度からの第7期介護保険事業計画に基づき、歳入歳出予算総額をそれぞれ14億3千163万4千円とし、前年度当初予算と比較して5.1%の増となっております。本計画にのり、地域包括ケアに積極的に取り組むとともに、地域共生社会実現に向け、安心していきいきと暮らせる地域づくりを目指してまいります。なお、詳細につきましては、保健福祉課長から説明させます。

次に、議案第34号平成31年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、提案理由を申し上げます。平成31年度の予算につきましては、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億9千55万5千円としております。前年度当初予算と比較いたしまして、0.6%の増となっています。なお、詳細は、保健福祉課長から説明させます。

次に、議案第35号平成31年度玉城町病院事業会計予算について、提案理由を申し上げます。三重県下に過疎化、中山間地域の地域医療崩壊、自治体病院の経営危機が叫

ばれる中、それらの地域における医師不足、地域間の医療格差が顕著化しており、財政基盤も決して強くない地域にあって自治体病院を運営することは決して容易なことではありません。そのような中、当院は、保健・福祉・介護の拠点施設として、関係機関と連携し、特に高齢化社会に対応した地域包括医療・ケア治療のみならず健康づくりなどの保健サービス、在宅ケア、リハビリテーション、福祉介護サービスを総合的・一体的に展開する医療ケアを実践しているところであります。スタッフが力を合わせ、患者サービスの向上に努めるとともに、さらなる効率化、健全経営に努めています。平成31年度予定は、業務の予定量として、外来患者総数は、1日100.0人、年間延べ24,400人を予定し、また、入院患者数につきましては、療養病床で年間延べ患者数を17,934人、病床利用率98.0%を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費としています。収益的収支でございますが、事業収益6億1千886万4千円、事業費用7億4千685万7千円を計上いたしました。資本的収支につきましては、収入で2千167万9千円を見込み、支出では、建設改良費及び企業債元金償還金で7千744万2千円を計上し、不足する額5千576万3千円は過年度分損益勘定留保資金で補填する予定です。なお、詳細につきましては、病院老健事務局長から説明をいたさせます。

次に、議案第36号平成31年度玉城町水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。上水道は、日常生活や社会経済活動に欠かせない重要なライフラインである一方で、地震など自然災害への対策や施設の老朽化に伴う更新および耐震化、人口減少問題に端を発する給水人口の減少や施設規模の再構築など、様々な社会情勢の変化に対応していかなければなりません。こうした状況の中、施設の適正な維持管理による安心・安全な水道水の供給を行い、強靱で持続できるサービスの確保に今後も努めて参りたいと考えています。

平成31年度の予算における収益的収支は、収入で3億1千894万3千円、支出で2億7千569万5千円を予定しています。年間給水量は200万立方メートルを見込み、収入における営業収益で2億9千608万9千円を計上しています。また、営業外収益では、長期前受金戻入(れいにゅう)、受取利息及び配当金など、2千285万4千円を計上しています。支出においては、営業費用で2億5千614万7千円、営業外費用で946万円、特別損失で8万8千円、予備費として1千万円を計上しており、収支差引きで4千324万8千円の経常利益を見込んでいます。次に資本的収支は、収入で分担金・繰入金により1千90万4千円を見込み、支出で、配水管更新工事費を含めた建設改良費、固定資産購入費及び償還金を合わせて2億3千779万3千円を計上しています。資本的収入が資本的支出に対して不足する額2億2千688万9千円については、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明を

いたさせます。

次に、議案第37号平成31年度玉城町介護老人保健施設事業について提案理由を申し上げます。この事業におきましては、先の病院事業にて申しあげました「地域包括医療ケア」における介護・在宅サービス部門であり、住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることが出来るよう取り組み、そして、住民の皆さんに必要とされる施設となるようサービスの向上と職員の研鑽を深め、年間を通じて経営の安定化に努めてまいります。さて、平成31年度の予定は、業務の予定量として、短期を含む施設利用者を年間1万8千556人、通所リハビリ利用者年間5千452人、訪問看護利用者年間3千543人、訪問介護利用者年間2千797人、居宅介護支援利用者年間1千794人を見込み、収益的収入及び支出に所要の経費を予定しています。収益的収支でございますが、事業収益3億6千135万6千円、事業費用3億9千380万4千円を計上いたしました。資本的収支の収入につきましては、1千396万9千円、支出は2千145万5千円で、不足する額748万6千円は過年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。なお、詳細は、病院老健事務局長から説明いたさせます。

次に、議案第38号平成31年度玉城町下水道事業会計予算について提案理由を申し上げます。下水道は、生活環境の改善、公共用水域の水質保全に必要な不可欠な生活基盤の根幹を支える重要な施設です。年々、供用開始区域が拡大され、農集排を含んだ平成30年度末での当町の下水道普及率は、92.9パーセントとなる見込みです。平成31年度はさらに整備を進め、ホームタウン上田辺区および勝田区における管渠工事の完了を予定しています。平成31年度の予算における収益的収支は、収入で4億3千632万1千円、支出で5億5千707万3千円を予定しており、年間総排水量を117万4千500立方メートルと見込み、収入における営業収益で、1億1千768万9千円を計上しています。また、営業外収益では補助金、長期前受金戻入(れいにゅう)、消費税還付金など3億1千863万2千円を計上しています。支出において、営業費用で、4億6千600万2千円、営業外費用で、9千101万円、特別損失で、6万1千円を計上しています。次に、資本的収支における収入では、企業債、補助金、負担金を合わせて3億5千869万1千円を見込み、支出では委託料、工事請負費、宮川流域下水道事業負担金などを含めた建設改良費、企業債にかかる償還金を合わせて収入と同額の3億5千869万1千円を計上しています。なお、詳細につきましては、上下水道課長から説明をさせます。以上何卒よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 (山口 和宏) 副町長 田間宏紀 君

○副町長 (田間 宏紀) 議案第28号平成31年度当初予算案について、補足説明を申し上げます

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (山口 和宏) 保健福祉課長 藤川 健 君

○保健福祉課長 (藤川 健) 議案第29号平成31年度玉城町国民健康保険特別会計予算について、議案第33号平成31年度玉城町介護保険特別会計予算について、議案第34号平成31年度玉城町後期高齢者医療特別会計予算について、補足説明を申し上げます

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (山口 和宏) 産業振興課長 西野 公啓 君

○産業振興課長 (西野 公啓) 議案第31号平成31年度玉城町山村振興事業特別会計予算について、補足説明を申し上げます

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (山口 和宏) 上下水道課長 真砂 浩行 君

○上下水道課長 (真砂 浩行) 議案第32号平成31年度玉城町農業集落排水事業特別会計予算について、議案第36号平成31年度玉城町水道事業会計予算について、議案第38号平成31年度玉城町下水道事業会計予算について、補足説明を申し上げます

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (山口 和宏) 病院老健事務局長 中世古 憲司 君

○病院老健事務局長 (中世古 憲司) 議案第35号平成31年度玉城町病院事業会計予算について、議案第37号平成31年度玉城町介護老人保健施設事業について、補足説明を申し上げます

(予算書朗読方々説明する)

○議長 (山口 和宏) 提案理由の説明は終わりました。

○議長 (山口 和宏) 暫時休憩いたします。

(追加議案の配布)

○議長 (山口 和宏) 再開いたします。これより、追加議案の審議を行います。

◎追加日程第1議案第39号の上程

○議長 (山口 和宏) 追加日程第1議案第39号工事請負契約の変更について (平成29

年国災(こくさい)521号準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺)を議題にします。町長より提案理由の説明を求めます。

○議長(山口 和宏) 町長辻村修一君

○町長(辻村 修一) 議案第39号工事請負契約の変更について、提案理由を申し上げます。本議案は、平成29年国災(こくさい)521号準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺)について、設計変更により契約内容に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。なお、詳細は建設課長から説明いたさせます。

○議長(山口 和宏) 建設課長 中村元紀 君

○建設課長(中村 元紀) 議案第39号工事請負契約の変更について、補足説明を申し上げます。議案第39号の資料をご覧くださいと思います。

本工事は昨年3月15日に工事請負契約の締結について議決をいただいた案件でございます。

工事名は平成29年国災521号準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺)でございます。

工事場所につきましては妙法寺地内、工期につきましては当初平成30年3月15日から3月30日までとしております。昨年の議決時に繰越し承認後に平成31年3月31日まで延長としてございましたが、平成30年8月23日から24日の台風20号の襲来によりまして増破したことにより、更に14日間延長し、工期末を3月27日に変更するものでございます。

施工業者につきましては、伊勢市お株式会社 西山組でございます。

変更内容といたしましては既契約金額54,540,000円に10,321,560円を追加し64,861,560円とするものでございます。

工事の変更概要といたしましては、ブロック割の関係から復旧延長を0.7m増加し、45.3mに変更したことにより、法覆護岸工付帯工事で増減が生じたものでございます。

また、平成30年に増破した延長分の仮設道路をの伸ばしましたことにより大型土のう工の数量がふえております。

以上、議案39号の補足説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(山口 和宏) 以上で、提案理由の説明は終わりました。お諮りします。ただいま議題となっております本議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

これから、質疑、討論、採決を行います。

まず 質疑を行います。発言を許します。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから 討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第39号工事請負契約の変更について(平成29年 国災521号 準用河川 外城田川左岸 河川災害復旧工事(妙法寺))を採決します。

本案は原案のとおり 決定することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

挙手全員です。

したがって、議案第39号工事請負契約の変更について(平成29年国災521号 準用河川外城田川左岸河川災害復旧工事(妙法寺))は 原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

明日6日は、午前9時から本会議を開き、町政一般に関する質問を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日は、これで散会します。ご苦労さまでございました。

(午前9時38分 散会)